

明治学院大学ハラスメント調停委員会に関する規則

2011年1月14日 常務理事会承認

2019年3月8日 常務理事会承認

(設置)

第1条 明治学院大学ハラスメント人権委員会に関する規則第8条第2項に基づき、ハラスメント人権委員会は、ハラスメント調停委員会（以下「委員会」という）を設置することができる。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次に掲げる事項とし、いずれも関係者の秘密を厳守したうえで対処する。

- (1) 申立人の申立内容を被申立人に伝える。
- (2) 申立人（代理人を含む）と被申立人双方の間に介入し、紛争の解決を図る。
- (3) 原則として、委員会の設置から1か月以内に、調停結果をハラスメント人権委員会に報告する。
- (4) 委員会の設置から、1か月が経過しても、特別な理由もなく、合意が成立しない場合、調停不調とみなし、調停の打ち切りを双方に連絡する。また、委員会は、調停が打ち切りとなったことをハラスメント人権委員会に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、ハラスメント人権委員会委員長の指名するハラスメント人権委員会委員若干名による委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置く。委員長はハラスメント人権委員会委員長の指名による。
- 3 委員の性差比率は、原則として、20%を超えないものとする。
- 4 委員は、その任期中および退任後、この規則の第2条の任務によって知りえた情報を他に漏らしてはならない。
- 5 申立人から相談を受けたハラスメント人権委員会委員は、第1項の委員となることはできない。
- 6 委員会は必要と認めた場合、ハラスメント人権委員会の承認を得て、委員以外の者の協力を求めることができる。

(手続)

第4条 申立て手続については、別に定める「明治学院大学ハラスメント・ガイドライン」に従って進めることとする。

(規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、ハラスメント人権委員会の議を経て、大学評議会および常務理事会の承認を得なければならない。

付 則

- 1 この規則は2011年4月1日から施行する。これにより、「明治学院大学セクシュアル・ハラスメント調停委員会に関する規則」は廃止する。
- 2 この規則は2019年4月1日から施行する。(第2条(3)の追加, (4)の変更, 第4条の追加)